

令和6年度大江町未来を耕す農機具支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 町長は、農作業の効率化及び農業経営の継続を図るため、町内で農業を営む農業者に対し、農機具導入に要する経費について、大江町補助金等の適正化に関する規則（昭和56年3月23日規則第3号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、補助金を交付する。

(交付)

第2条 町長は、予算の範囲内において補助金を交付する。

(用語の定義)

第3条 本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 農機具 … 農作業のみに使用可能な機械、器具。その他町長が農機具と認めた機械、器具。
- (2) 農業者 … 前年の農業収入が100万円以上の者。
- (3) 認定農業者 … 農業経営基盤強化促進法第12条第1項規定する農業経営改善計画を作成し、町の認定を受けた者。
- (4) 認定新規就農者 … 農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画を作成し、町の認定を受けた者。
- (5) 団体 … 規約を有し、事業責任者、会計責任者等を明確にしている3戸以上の農業者で構成される団体。
- (6) スマート農業 … ロボット技術や情報通信技術等の先端技術を活用した農業。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は別表2のとおりとし、かつ次に定める要件を満たす者とする。

- (1) 町内に居住し、かつ町内の農地で農業を営んでいる農業者及び団体。
- (2) 町税を完納している農業者及び、構成員が町税を完納している団体。

(3) 同一世帯等に当補助金の交付決定を受けた者がいないこと。

(補助対象事業)

- 第5条 補助金交付の対象となる農機具は、次に定めるものとする。
- (1) 1台あたりの本体価格が20万円以上(消費税を除く)であるもの。
 - (2) 別表1のいずれかに該当する農機具。
- 2 実施主体が認定新規就農者の場合は、前項第2号の限りではなく、町長の認めた農機具に対し、補助金を交付する。
- 3 軽自動車税申告(報告)の必要な場合は、申告(報告)し、標識交付申請を行うこと。

(補助金の額)

- 第6条 補助対象事業に対する補助率及び補助限度額は、別表2のとおりとする。ただし、算出された金額に千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(補助金交付の申請)

- 第7条 規則第5条の規定による補助金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。
- (1) 事業計画書(別記様式第1号)
 - (2) 収支予算書(別記様式第2号)
 - (3) 公簿等閲覧同意書(別記様式3号)
 - (4) 前年の確定申告書の写し(別表2の上記以外の農業者のみ添付)
 - (5) 農地基本台帳の写し(別表2の上記以外の農業者のみ添付)
- 2 実施主体は、異なる3者から見積書を徴し、最も安値を提示した者から購入することとする。ただし、複数の者が取り扱いできない農機具に関しては、この限りではない。
- 3 その他町長が必要と認める書類

(条件)

- 第8条 規則第7条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業によって取得した財産について、補助事業の完了後も、財産管理台帳(別記様式第6号)を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(実績報告)

- 第9条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとし、事業完了後30日以内、又は当年度の3月31日のいずれか早い日までに提出しなければならない。
- (1) 事業成績書(別記様式第1号)
 - (2) 収支精算書(別記様式第2号)
 - (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の支払い)

- 第10条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定したあとに支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

- 第11条 町長は、交付事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 実施主体が、法令、本要綱又は本要綱に基づく町長の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 実施主体が、交付金を交付事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 実施主体が、交付金に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適當な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
 - 3 町長は、前2項の取消しに係る部分に対して補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

- 4 実施主体は、規則第18条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第19条第1項の規定に基づき加算金又は遅延損害金を町に納付すること。

(補助金の返還)

第12条 前条の補助金の返還命令の通知は、補助金返還命令書（別記様式第4号）による。

(財産処分の制限)

第13条 実施主体は、規則第22条の規定により町長の承認を受けようとするときは、財産処分等承認申請書（別記様式第5号）を提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の承認をする場合において、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を町に返還させることができるものとする。

- 3 規則第22条ただし書に規定する町長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定める期間とする。ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）に定める期間とする。

(重複受給の禁止)

第14条 この補助金は、他の要綱等の補助金と重複して受けられないものとする。

(附則) この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1

大江町未来を耕す農機具支援事業費補助金 第 5 条 関係

対 象 農 機 具 (一般農機具)
トラクター用アタッチメント (畦塗り機、散布機、ハロー、除雪機、ロータリー、バケット、ロードメーカー)
草刈機 (アタッチメント、乗用含む)
高所作業車
電動剪定鋏・電動ノコギリ
運 搬 車
直 播 機 (アタッチメント含む)

対 象 農 機 具 (スマート農機具)
ロボット、AI、IoT 等の先端技術を活用し、超省力化や高品質生産を可能にするもの。

※農機具は全て新品に限る

別表 2

大江町未来を耕す農機具支援事業費補助金 第 6 条 関係

《一般農機具》

補助対象者	補助率	補助限度額
認定農業者	3 分の 1 以内	300,000 円
認定新規就農者		
3 戸以上の農業者団体		
上記以外の農業者	5 分の 1 以内	200,000 円 (主な収入が農業以外である者 については 100,000 円)

《スマート農機具》

補助対象者	補助率	補助限度額
認定農業者	2 分の 1 以内	300,000 円
認定新規就農者		
3 戸以上の農業者団体		
上記以外の農業者	3 分の 1 以内	300,000 円 (主な収入が農業以外である者 については 200,000 円)